

－技術者を支援するために－

技術者継続教育制度



CPD法人登録者用

ガイドブック (Ver6)

～ 目 次 ～

CPD制度 について	1	技術者に必要な継続的自己研鑽と支援制度	1 ページ
	2	CPD法人登録者になると	2 ページ
	3	CPD法人登録者への登録について	2 ページ
認定 プログラム について	4	プログラム申請から研修会実施後までの流れ	3 ページ
	5	「プログラム認定許可申請書」様式と記述の留意点	4 ページ
	6	当機構が認定する研修プログラムとは	7 ページ
	7	認定不可となった研修プログラムの例	9 ページ
	8	「講師データ」の作成方法	10 ページ
	9	「参加者データ」の作成方法	11 ページ
建設系CPD 協議会 について	10	建設系CPD協議会「プログラム情報検索・閲覧システム」	12 ページ
	11	事務局からのお知らせ	13 ページ

2019年4月1日

公益社団法人農業農村工学会 技術者継続教育機構

前回ガイドブック(Ver5)からの変更部分

- 税率改正後の利用料金等を追記 (2ページ)
- 「研修講師」の標記を「研修講師・コーディネータ等」に修正 (2ページ・10ページ)
- 「専門技術分野(B10)」のキーワードに
「共通技術に関する国際協力」を追記 (7～8ページ)
- 「事務局からのお知らせ」を追記 (13ページ)

CPD制度について

1. 技術者に必要な継続的自己研鑽と支援制度

CPD（継続的な職能開発）とは

CPD(Continuing Professional Development)とは、技術者が技術力向上を目的として継続的に職能開発に取り組む生涯にわたる自己研鑽活動をいい、国際化が進む1996年(平成8年)に、国の産業の再生を目指した科学技術創造立国の方針の基に策定された「科学技術基本計画」に従って、複数の技術分野で取り組まれています。また、同基本計画に記載された「優れた成果の創出・活用のための科学技術システム改革」の「(2)技術者の養成・確保」を具体的に推進するために運用される制度を**CPD制度**といいます。

農業農村工学分野では、2002年(平成14年)に「**技術者継続教育機構**」(以下:**CPD機構**)を設立してCPD制度の運用を始めました。以後、農業農村工学分野に携わる15,000人を超えるCPD個人登録者の技術力の証明、日常の研鑽の評価・支援を行っています。

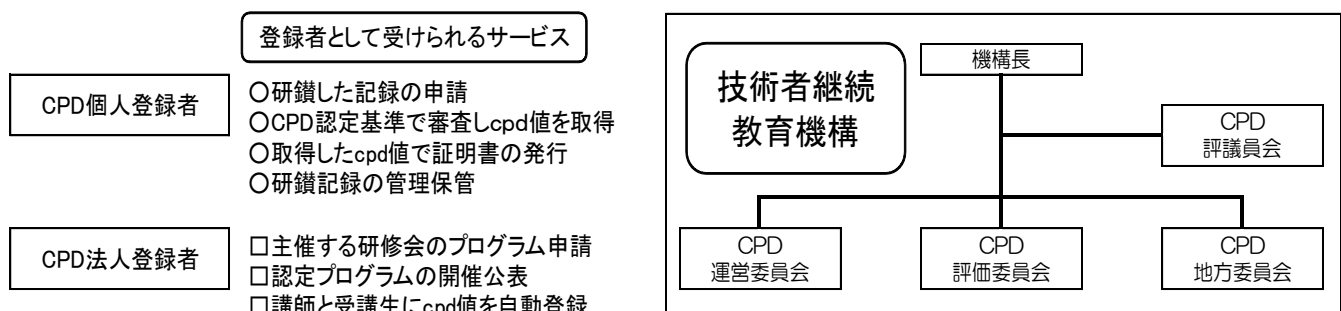
なぜCPD活動・CPD制度が農業農村工学の分野に必要か

農業農村工学の分野では従来より、“プログラムパッケージ化の急速な進展にともなう技術のブラックボックス化”や“基礎学力の低下”への問題が顕在化するにともな、分野を取り巻くそれぞれの機関や職域において人材育成への取り組みや技術力評価が大きな課題となっていました。

現在、企業としての客観的な信頼性を担保するためには、所属する技術者の資格の有無とともに、能力保持のために継続的な研鑽を積んでいるかが問われています。また、業務を発注する行政側においても、受注側からの成果物に対し自らの技術力で総合的に判断できる能力が問われており、そのためにも職員の資質の証しとしての資格取得や継続的な研鑽が必要と思われれます。

このようなことから農業農村工学を取り巻く全ての機関・技術者が積極的にCPD活動に取り組むことは、分野全体として社会的貢献の責務を果たすことに役立つと考えています。

農業農村工学分野におけるCPD制度の全体像



2. CPD法人登録者になると

○CPD法人登録者は、主催する研修等を「認定プログラム」にするために申請することができます。また、「認定プログラム」になると、CPD個人登録者の皆様に周知するため、機構マークの使用が認められます。

ただし事前に「プログラム認定申請書」を当機構へ申請し、CPD評価委員会において研修内容を精査、認定されたプログラムに限る（⇒申請手順 3頁）

○「認定プログラム」での講師や参加者は、高いCPD値を取得することができます。

講師・コーディネータ等：1時間＝3 cpd **参加者**：1時間＝1 cpd

○主催する「認定プログラム」のうち、「一般参加可・建設系対象」を選択した研修会は、建設系CPD協議会の「プログラム情報検索・閲覧システム」(<http://www.cpd-ccesa.org/>)に掲載されます。

*建設系CPD協議会では、構成団体が個別に認めたCPDプログラムを相互に尊重することとしています。ただし、他の構成団体が認定したCPDプログラムの取扱いについては、それぞれの構成団体の認定基準によって異なり、単位換算又は登録が認められない場合もあります。

（詳細は12頁参照）

3. CPD法人登録者への登録について

○登録方法

当機構のホームページ(<http://www.jsidre.or.jp/cpd/toku/toku.htm>)から「CPD法人登録者申込書」をダウンロードしていただき、必要事項を記載・捺印の上、継続教育部までご郵送をお願いいたします。追って、ご請求、ご案内等の資料を送付申し上げます。

○登録区分

①年間の延参加見込人数区分で申請を希望する法人

年間延参加見込人数が 2,500 人日を超える CPD 法人登録者……………A

年間延参加見込人数が 500 人日以上 2,500 人日以下の CPD 法人登録者 ……B

年間延参加見込人数が 500 人日未満の CPD 法人登録者……………C

②1 研修単位で申請を希望する法人





年間延参加見込人数によらず、1 研修ごとに申請を行う CPD 法人登録者……………D

（内容に連続性が無い複数日にわたる研修は「1研修」とみなせない場合があります）

○年間利用料区分

	* 2019年9月まで	* 2019年10月以降
A に区分する CPD 法人登録者	:年額 514,286 円 (税込)	年額 523,810 円 (税込)
B に区分する CPD 法人登録者	:年額 308,572 円 (税込)	年額 314,286 円 (税込)
C に区分する CPD 法人登録者	:年額 102,858 円 (税込)	年額 104,762 円 (税込)
D に区分する CPD 法人登録者	:1 研修 30,857 円 (税込)	1 研修 31,429 円 (税込)

4. プログラム申請から研修会実施後までの流れ

	手順と注意事項
	① 「プログラム認定許可申請書」をご提出ください ・研修会開催の1カ月前までに「プログラム許可申請書」を作成し、電子ファイルでご提出ください。(提出先⇒ toku@cpd.jsidre.or.jp) * 「プログラム認定許可申請書」は本資料の4～6頁をご参照ください
	② 提出の翌月上旬に「認定審査」を実施します ・認定基準に照らして、CPD評価委員会が認定審査を行います。 * 認定基準は本資料の7～9頁をご参照ください
	③ 提出の翌月中旬に「審査結果通知書」を郵送します ・審査後に「審査結果通知書」を郵送するとともに、別途「参加者データ」「講師データ」の電子ファイルをメールで送信いたします。
	④ 研修会実施後に「参加者データ」等をご提出ください ・研修会実施後の2週間以内に「参加者データ」等を継続教育部までご提出ください。(提出先⇒ toku@cpd.jsidre.or.jp) * 「参加者データ」等は本資料の10～11頁をご参照ください

○ 「プログラム認定許可申請書」等の電子ファイルは

「プログラム認定許可申請書」の電子ファイルは、CPD法人登録者として登録された際に、ご担当窓口の方へCD-RWまたはEメールでお届けしています。

また「参加者データ」と「講師データ」の電子ファイルは、「認定プログラム審査結果通知書」を送付の際に、Eメールでご担当者の方へ送信します。

○ 「プログラム認定許可申請書」の提出時期は

上記表のように ①の「プログラム認定許可申請書」の提出から、②の認定審査を経て、③の認定が決定するまでに、**最長1カ月半を要します。**

「プログラム認定許可申請書」の提出から研修会実施までの期間が1カ月半以内である場合は、“認定プログラム申請中”として研修会を実施していただくこととなります。

なお、「認定不可」となる場合もありますので、「プログラム認定許可申請書」は詳細が決定次第、速やかにご提出をお願いいたします。

また、「プログラム認定許可申請書」は、**研修会当日を含め、事後申請は受けられませんので、十分ご注意ください。**

○ 認定プログラムの実施後は

認定プログラムの実施後、「参加者データ」および「講師データ」を**2週間以内に**継続教育部までご提出ください。(入力見本は本資料の10～11頁参照)

提出後、1週間程度でCPD登録者である講師、参加者へcpd値を付与いたします。

5. 「プログラム認定許可申請書」様式と記述の留意点

(申請様式1)

提出日 年 月 日

技術者継続教育プログラム認定許可申請書

技術者継続教育機構 御中

本機関主催の下記研修について、貴制度の継続教育(CPD)プログラムとしての認定許可を申請いたします。
 なお、当該研修の開催にあたっては、貴制度の許可条件を遵守することをお約束いたします。

申請区分	本申請	CPD法人登録者番号	同時複数会場の有無
申込機関名			
研修名称			
開催日時	年 月 日 時 分 ~ 年 月 日 時 分 日間		
開催場所	都道府県名	住所	
	ビル名など		
目的			
概要(1)			
概要(2)	1. なし	2. アンケート	3. 検討会、反省会等
			4. 試験
			5. 論文、レポート等
対象者			
参加者の分類	一般参加可・建設系対象	対象者レベル	初級
	社内研修・その他		中級
			上級
予定者数	(名程度)		
問合せ先	所属		電話
	担当者名		
備考欄			
申請CPD単位			
実時間数合計	時間	申請CPD単位合計	単位
			教育分野区分
研修内容			
実施日	会場NO	演題・科目	講演・講義・実習内容
			分

● 「プログラム認定許可申請書」各項目の留意点

① 【申込機関名】(50文字以内)

CPD法人登録者である研修主催者名を記述してください。CPD法人登録者が「主催」「共催」の場合に限り申請が可能です。「後援」や「協賛」は対象外)

申請区分	本申請		CPD法
申込機関名	①		
研修名称	②		
開催日時	年	月	日
開催場所	都道府県名		
	ビル名など		

② 【研修名称】(50文字以内)

研修名称を記述してください。なお、同一年度内に同一名称は付けないようご注意ください。

③ 【目的】(250文字以内)

今回の研修会を開催する目的や、今回の研修会で目指すゴールを記述してください。

目的	③		
概要(1)	④		
概要(2)	1. なし	⑤	2. アンケート
対象者	⑥		

④ 【概要(1)】(250文字以内)

その目的を達成するための手段としてどのような内容の講義を実施するのかを具体的に記述してください。

⑤ 【概要(2)】(該当部分に○)

研修会後の受講者の理解度確認として、1.~5.の該当する項目に○を記述してください。

⑥ 【対象者】(250文字以内)

受講対象者を記述してください。

○ 【目的】と【概要(1)】を記述する際にはご注意を

次のような記述は「認定不可」となる場合があります。

「認定不可」となる例

【目的】 農業農村整備事業に従事する技術者の資質の向上を図る。

【概要(1)】 農業農村整備事業に関する講義を行い、技術者相互の理解を深める。

「認定不可」の理由

目的⇒今回の研修会開催に限った目的・ゴールではなく、抽象的。

概要⇒具体的な講義項目が不明でどのような技術力が習得できるのかが不明。



「認定可」となる例

【目的】 本研修会の開催を通じて、農業農村整備事業に従事する技術者が土地改良事業計画に関する知識を深めるとともに、実務能力の向上を図ることを目的とする。

【概要(1)】 事業計画概論や国土強靱化基本計画等の講義によって土地改良事業計画に関する知識の習得を図り、用水計算や水収支計算等の演習を行うことで実務能力の向上を図る。

⑦【参加者の分類】(該当部分に○)

公開参加の場合は「一般参加可・建設系対象」に○、一般参加不可は「社内研修・その他」に○

⑦

参加者の分類	一般参加可・建設系対象	
	社内研修・その他	

⑧【対象者レベル】(該当部分に○)

該当する受講対象者の専門技術レベルに○。(複数選択可)

⑧

対象者レベル	初級		中級		上級
--------	----	--	----	--	----

⑨【実時間数合計】・【申請CPD単位合計】

下段「研修内容」の「分」の記述で自動計算されます。

⑨

申請CPD単位			
実時間数合計	時間	申請CPD単位合計	単位

⑩【教育分野区分】

「教育分野区分表」(5～6頁)に示すA1～C4から、申請する研修会の該当する分野をプルダウンして選択してください。

⑩

教育分野区分	
--------	--

研 修 内 容				
実施日	会場NO	演 題 ・ 科 目	講 演 ・ 講 義 ・ 実 習 内 容	分
⑪	⑫	⑬	⑭	⑮

⑪【実施日】 その「演題・科目」が講演される年月日を「西暦/月/日」で記述してください。

⑫【会場No.】 その「演題・科目」が講演される会場の番号を記述してください。(単体会場は「1」)

⑬【演題・科目】(100文字以内)

講演する演題タイトルを記述してください。ただし、「開会あいさつ」「試験時間」「アンケート記入時間」、「専門技術の習得に関連しない演題」「10分に満たない演題」はCPD値付与の対象外となりますので、記入しないでください。

⑭【講演・講義・実習内容】(200文字以内)

「その演題・科目によってどのような専門技術の習得が図れるのか」など、演題の要点を具体的に記述してください。曖昧な記述で講義の要点やポイントが明確でない場合は、認定審査で可否の判断が出来ないため申請書自体を受理できない場合があることをご了承ください。

⑮【分】 その「演題・科目」が講演される時間を「分」で記述してください。(ただし10分以上)

6. 当機構が認定する研修プログラムとは

この制度では、次の要件を満たすプログラムをCPD認定しています。

研修会や講習会等の目的、目標が明確に定められ、
それによって教育効果が期待できるプログラムが適切に構成され、
下記「教育分野区分表」のA1～C4のいずれかに該当すること。

教育分野区分表（詳細なキーワードは本資料の8頁参照）

A：一般共通分野（技術者に必要な一般共通分野）	
○ A1 倫理	倫理規程，技術者倫理（技術者に課せられた公益確保の責務等）等
○ A2 環境	地球環境，環境アセスメント，環境課題の解決方法等
○ A3 安全	安全基準，防災基準，危機管理，化学物質の毒性，製造物責任法（PL法）等
○ A4 技術動向	新技術，品質保証，情報技術，規格・仕様等
○ A5 社会動向	国内，海外動向（国際貿易動向，GATT/WTO，ODA等），商務協定並びに技術に対するニーズ動向等
○ A6 産業経済動向	内外の産業経済動向，労働市場動向等
○ A7 規格・基準の動向	ISO，IEC等
○ A8 マネジメント手法	工程管理，コスト管理，資源管理，維持管理，品質管理，リスク管理等
○ A9 契約	役務契約，国際的な契約形態等
○ A10 国際交流	英語によるプレゼンテーション・コミュニケーション，国際社会の理解，各国の文化及び歴史等
○ A11 その他	教養（科学技術史など），一般社会との関わり等
B：専門技術分野（農業農村工学技術者に必要な専門技術分野）	
○ B1 生産基盤（水）	農業用水（水田），農業用水（畑），水温水質，用水施設，暗渠排水等
○ B2 生産基盤（土）	ほ場整備（水田，畑），土層改良，農地開発，干拓・埋立等
○ B3 生産基盤（環境）	農道，農道橋，道路トンネル，農業施設等
○ B4 生活環境（水）	水質改善，営農飲雑用水，集落排水，水環境整備等
○ B5 生活環境（土）	体験農園整備等
○ B6 生活環境（環境）	農村環境整備，集落道，農村公園，農村景観等
○ B7 地域管理（水）	排水・排水施設，海岸保全，地域用水管理，水利施設点検・整備等
○ B8 地域管理（土）	農地防災，農地保全，地すべり防止等
○ B9 地域管理（環境）	再資源化，生態系保全，地域エネルギー施設等
○ B10 共通技術	設計技術，積算技術，施工技術，測量技術，用地補償，災害復旧，及びそれらに関わる国際協力*等 *B1～B9の専門性を有する国際協力の場合は該当する項目で申請
C：専門管理分野（技術者に必要な専門管理分野）	
○ C1 科学技術動向	専門分野・科学技術政策，海外の科学技術動向等
○ C2 関係法令	業務に関連ある法令（特に改定時点），換地等
○ C3 事事故例	同様な事故を再び繰り返さないための事例研究ならびに事故解析等
○ C4 その他	

<p>A1: 倫理 技術者倫理 倫理規定</p> <p>A2: 環境 地球環境 環境アセスメント 環境課題の解決方法</p> <p>A3: 安全 安全基準 防災基準 危機管理 化学物質の毒性 製造物責任法 (PL法) 安全管理 労働災害 安全点検 労働基準法 労働安全衛生法 道路交通法 火薬類取締法</p> <p>A4: 技術動向 新技術 品質保証 情報技術 規格・仕様 公共事業の情報化 コスト削減対策 技術開発計画 VEの概要</p> <p>A5: 社会動向 国内動向 海外動向 国際貿易動向 GATT/WTO ODA 商務協定並びに技術に対するニーズ動向 食料・農業・農村をめぐる現状と課題 〇〇事業の課題と展開方向 河川協議に係る近年の課題 河川政策 建設業界の課題 コンサルタンツ業界の課題 農業情勢 土地改良区の動向 大まかな最新情報 技術者継続教育 土地改良長期計画</p> <p>A6: 産業経済動向 国内外の産業経済動向 労働市場動向 環境ビジネスの動向 基礎学[公共経済学]</p> <p>A7: 規格・基準の動向 技術基準の国際化 ISO IEC</p> <p>A8: マネジメント手法 工程管理 コスト管理 資源管理 維持管理 品質管理 リスク管理 業務の効率化</p> <p>A9: 契約 役務契約 国際的な契約形態 工事契約事務 会計制度 繰り越し 翌債 国債 仕様書の概要 電子納品</p> <p>A10: 国際交流 英語によるプレゼンテーション・コミュニケーション 国際社会の理解 各国の文化及び歴史 海外協力</p> <p>A11: その他 教養(科学技術史) 一般社会との関わり 部下の育成 プレゼンテーション 交渉の進め方 リーダーの役割 人権問題 ハラスメント</p>	<p>B1: 生産-水- 暗渠排水 河川構造協議の留意事項 かんがい排水事業の調査計画 水田かんがい計画 水利アスファルト 水利権更新 水路工 水路システムの計画 水路トンネル ダム ダムの基礎処理の設計・施工 ダムの洪水吐水理模型実験 ダムの施工計画 ダムの設計 ダムの湛水試験 ダムの地質と調査 ため池整備 地下水工 築堤材料の調査・試験 頭首工 農業用水 農業用水の水質保全 パイプラインの構造設計 パイプラインの水理設計 パイプラインの施工管理 パイプラインの施工計画 畑地かんがい計画 ファームボンド ポンプ場 用水機場 ICTの導入 基礎学[土] 基礎学[水] 基礎学(構造力学・材料)</p> <p>B2: 生産-土- 汚染とその浄化 汚泥の農地還元 海岸保全施設整備 開墾 海面干拓 換地計画 換地計画書作成 換地設計基準作成 換地選定 交換分合 土層改良 土地利用集積 農地開発 農地造成 ほ場整備 大区画化 基礎学[土] 基礎学[水] 基礎学(構造力学・材料)</p> <p>B3: 生産-環境- 橋梁 景観に配慮した圃場整備 ダム景観及び周辺環境整備 農業用施設利活用状況見学 農道 農道計画 農道の設計 農道の設計施工計画 基礎学[土] 基礎学[水] 基礎学(構造力学・材料) 基礎学[農業・環境]</p> <p>B4: 生活-水- 集落排水事業 水質障害対策</p> <p>B5: 生活-土- 農園整備計画</p> <p>B6: 生活-環境- 高齢者等に配慮した農村環境整備指針 集落道 農村環境整備 農村環境整備調査 農村公園 農村生活環境整備の合意形成手法 農村生活環境整備の事業評価手法 農村協働力 防災・減災 基礎学(農村社会・文化)</p> <p>B7: 地域-水- GISを利用した施設管理 管更生工法 (INS工法) 基幹水利施設 魚道</p>	<p>B7の続き 施設管理 施設点検 長寿命化 ライフサイクルコスト ストックマネジメント 災害リスク 小水力発電 親水公園 水質シミュレーション 水理水質解析 水路システムの管理 たん水防除 地域用水 土地改良施設概論 農業用施設コンクリート劣化分析 農業用施設の機能診断 農業用施設の更新技術 農業用施設の補修・補強工法 農村地域の水質保全 排水 排水機場 排水計画 パイプラインの機能診断 防火水槽 水環境施設の維持管理 水管理システム 水管理制御 基礎学[土] 基礎学[水] 基礎学(構造力学・材料)</p> <p>B8: 地域-土- 建設発生土活用 地すべり B8: RC 土壌侵食 斜面安定対策 農地地すべり防止対策 農地保全 防風施設 災害リスク 基礎学[土] 基礎学[水] 基礎学(構造力学・材料)</p> <p>B9: 地域-環境- 生き物・生態系情報整備 環境・景観製品分類 環境との調和に配慮した調査・計画・設計 グリーンツーリズム 再資源炭の活用 集落点検手法 正常流量の算定 ゼロエミッション 再生可能エネルギー 田んぼの学校 中山間地域整備事業 田園空間整備 都市農村交流 土地改良施設防災概論 農業農村の多面的機能評価 農村環境教育 農村環境緑化指針 農村計画手法 農村計画の合意形成 農村計画ワークショップ 農村景観デザイン技法 農村振興 農村地域の物質循環 農村の活性化 6次産業化 農村の魚類調査 農村の生態系保全技術 農村の有機性廃棄物利活用 農村廃棄物の再資源化 バイオマス ピオトープ施設管理 ピオトープ設計 基礎学[土] 基礎学[水] 基礎学[農業・環境]</p> <p>B10: 共通技術 OJTの計画 安全指針 異議紛争処理 会計検査指摘事項 機械設備更新技術 技術的課題解決手法 基礎学[数学・情報] 基礎学(農業農村工学教育)</p>	<p>B10の続き 共通工 業務積算 業務報告書の見方 計画設計技術 計画変更作業内容 限界状態設計法 工事施工の流れ コンクリート構造物の機能診断 コンクリート構造物の補修・補強設計 災害復旧 作物栽培 事業計画作成 事業効果算定手法 施設機械関係 情報処理技術 設計におけるモデリング技術 水質指標 水質の基礎 積算基準 施工管理 施工等 設計基準 全体実施設計 測量作業 UAV活用 耐震設計 調査・計画関係 電気関係 原動機関係 農作業用機械 農業農村整備事業のCALS 農業農村整備のGIS活用 農業農村整備のICT活用 のり面保護工 ファイリングの基礎知識 補償関係 用地交渉の進め方 用地補償 ライフサイクルコスト評価手法 共通技術に関わる国際協力</p> <p>C1: 科学技術動向 GISの動向 海外の科学技術動向 専門分野・科学技術政策</p> <p>C2: 関係法令 〇〇事業制度 〇〇事業の概要 〇〇事業の仕組み 海岸法 会計検査の概要 河川協議の実務 河川法 環境規制 共同事業のアロケーション手法 業務に関連する法令(特に改定点) 計画変更要件と手続き 建築基準 国土利用計画法 国有財産の処分 砂防法 事業評価 地すべり等防止法 自然公園法 浄化槽法 森林法 水質汚濁防止法 性能設計 争訟制度 騒音・振動規制法 地質調査 地方財政措置 電気法規 都市計画法 土地改良法手続き 土木工事に関する法規 農業農村整備事業の実施 農地税制 農地法 農振法 負担金対策 不動産登記制度 文化財保護法 民法 融資制度 予防保全</p> <p>C3: 事故事例 事例研究並びに事故解析等</p> <p>C4: その他</p>
--	---	--	--

7. 認定不可となった研修プログラムの例

【過去に認定不可と判断された例】

	過去に認定不可となった例	認定不可の理由
1	研修名称に、「～会議」「～技術検討会」「～意見交換会」などが付いていた	「研修会」ではなく「業務」の一環であると判断されたため
2	研修内容が、資格試験合格に向けた「過去問」や「面接対策」「論文添削」などであった	合格のためのノウハウの指導であり、技術力向上活動とは認められないため
3	研修目的が、報告書や技術提案書等の作成のための研修会であった	業務遂行のためのテクニックの指導であり、技術力向上活動とは認められないため
4	研修目的が、ISOの実施、営業方針、業務管理、設計・調査、等の業務に関わる内容であった	「研修会」ではなく「業務」の一環であると判断されたため
5	研修内容が、他の研修会を受講した者が社内で内容を伝えるだけの「報告会」であった	社内における「水平展開」であり「プログラムに基づいた研修」とは認められない
6	資料が他の研修会資料の2次使用であった	2次使用が認められていない資料であったため
7	研修内容が、DVD等の視聴のみであった	「自己学習」であると判断されたため
8	優良工事表彰を目的とした研修であった	技術論ではなく優良工事表彰を得るためのアピール方法の講演と判断されたため
9	建設業者が「建設業のイメージアップ」に向けた様々な取組み事例を紹介する研修会	イメージアップは専門技術習得とは別範疇と判断されたため
10	資格試験の制度や合格対策など、特定の資格の合格を目的とした研修	技術力の向上が目的の研修会ではないと判断されたため
11	申請内容が具体性に欠け、認定可否の判断ができない場合	認定可否が行えないと判断されたため
12	「教育分野区分表」に該当する教育分野が無い場合	農業農村工学分野の研修に該当しないと判断されたため

***上記以外でも「認定不可」と判断される場合があります**

【内容によっては認められた例】

	過去に認定可となった例	認定可となった理由
1	研修名称に、「～勉強会」「～見学会」「～部会」などが付いていた	「集合形式の自己学習ではない」と判断された場合は認定
2	安全パトロール等の実施	労働基準監督署が随行する場合は認定
3	ISO研修会（講習会）	ISOの委員を養成する研修会は認定
4	新人研修	一般的な初任者教育ではなく、専門技術者を育成する内容であれば認定
5	パソコン研修	一般的なパソコン教育ではなく、CAD等の専門技術を習得する場合であれば認定
6	総会等のプログラムに技術的講習が含まれる場合	技術的講習部分のみ認定
7	プログラム中の「講話」部分	プログラムに必要と判断された場合のみ認定
8	研修形態が「事例紹介」の場合	当該分野に関係すると判断できる事例のみ認定

8. 「講師データ」の作成方法

(記入要領1 参照)

○「講師データ」には、研修講師の他に、意見交換会でのコーディネータやパネリストを記載してください。

○「講師データ」は、**研修会後2週間以内**に継続教育部までご提出ください。
(記載されたCPD個人登録者にcpd値を登録いたします)

○講師としての時間が10分に満たない場合はCPD値が付与されませんのでご注意ください。

○一度提出された「講師データ」に追加・修正したい場合は、全てのデータが記載された「差替え版」を継続教育部までご提出ください。

「講師データ」「参加者データ」の電子ファイルは、「プログラム認定審査結果」をお知らせする際にご担当窓口の方へEメールあるいはCD-ROMでお届けいたします。

記入要領1 「講師データ」

プログラム情報

研修コード	1111111111		申請書から自動転送 (加筆・修正不可)							
研修名称	農業農村研修会									
申込機関名	〇〇研究会									
実施日	会場NO	プログラムNO	演題・科目	分	講師1			講師2		
					個人登録者番号	漢字氏名	講師(分)	個人登録者番号	漢字氏名	講師(分)
2012/10/4	1	1	水質・水処理の基礎学	180	N11111	山田 ○男	90	L11111	佐藤 ○太	90
2012/10/4	1	2	農村地域の水質保全	90	M11111	木村 ○介	45	L22222	小林 ○雄	45
					◆講師記入条件について 1. プログラム毎に講師時間(分)を記入すること。 2. 複数の講師による研修の場合は、講師別の時間(分)を記入すること。 3. 漢字氏名は、姓と名の間に全角1文字のスペースを入力して下さい。					

9. 「参加者データ」の作成方法

(記入要領2 参照)

- 「参加者データ」は、**研修会后2週間以内**に継続教育部までご提出ください。
(記載されたCPD個人登録者にcpd値を登録いたします)
- 「参加者データ」に記入する講師の参加時間は「講師の時間を除いた時間」としてください。
- 一度提出された「参加者データ」に追加・修正したい場合は、全てのデータが記載された「差替え版」を継続教育部までご提出ください。

「講師データ」「参加者データ」の電子ファイルは、「プログラム認定審査結果」をお知らせする際に、ご担当窓口の方へEメールでお届けいたします。

記入要領2 「参加者データ」

参加者情報

実施日	会場NO	個人登録者番号	漢字氏名	参加時間(分)
2012/10/4	1	L33333	小山 ○子	270
2012/10/4	1	L33334	加藤 ○也	270
2012/10/4	1	L33335	村田 ○之	270
2012/10/4	1	L33336	長谷川 ○	270
2012/10/4	1	L33337	北村 ○男	270
2012/10/4	1	L33338	桑田 ○江	270
2012/10/4	1	L33339	島田 ○哉	270
2012/10/4	1	N11111	山田 ○男	180
2012/10/4	1	L11111	佐藤 ○太	180
2012/10/4	1	M11111	木村 ○介	225
2012/10/4	1	L22222	小林 ○雄	225

◆参加者記入条件について

1. 開催日毎、会場毎に参加者の研修時間(分)を記入して下さい
2. 講師の方を参加者として記入する場合は、講師の時間は除いて記入して下さい
3. 漢字氏名は、姓と名の間に全角1文字のスペースを入力して下さい

10. 建設系CPD協議会「プログラム情報検索・閲覧システム」

○ 建設系 CPD 協議会の構成団体が行う相互協力とは

建設系分野に係わる技術者の能力の維持・向上を支援するため、建設系 CPD 協議会の構成団体が認定した CPD プログラムでの履修記録を、他の構成団体が自らの体系に従って単位換算します。ただし、申請を受ける構成団体の認定基準によって cpd 取得単位が異なる（あるいは取得できない）場合があります。

(公社) 空気調和・衛生工学会, (一財) 建設業振興基金, (一社) 建設コンサルタンツ協会,
 (一社) 交通工学研究会, (公社) 地盤工学会, (一社) 森林・自然環境技術者教育会,
 (一社) 全国上下水道コンサルタント協会, (一社) 全国測量設計業協会連合会,
 (一社) 全国土木施工管理技士会連合会, (一社) 全日本建設技術協会, (公社) 土木学会,
 土質・地質技術者生涯学習協議会 (事務局: (一社) 全国地質調査業協会連合会),
 (一社) 日本環境アセスメント協会, (公社) 日本技術士会, (公社) 日本建築士会連合会,
 (公社) 日本コンクリート工学会, (公社) 日本造園学会, (公社) 日本都市計画学会,
 (公社) 農業農村工学会 (2018年4月現在の構成団体数: 19団体)

○ 当機構が建設系 CPD 協議会の加盟団体が認定したプログラムを認める場合

当機構では

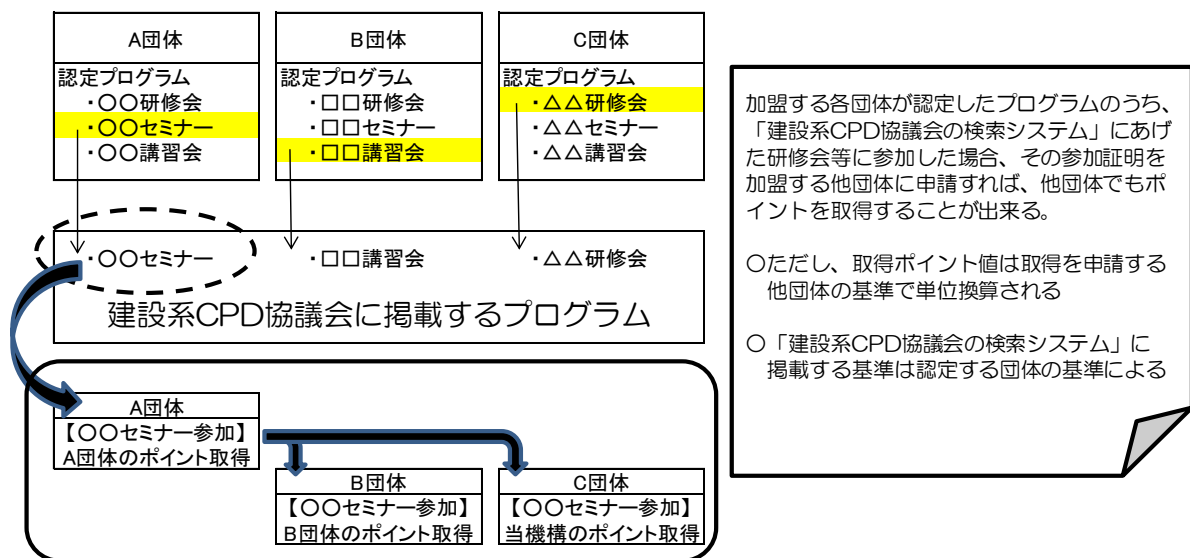
- ① 協議会加盟の他団体が認定するプログラムに参加したとの「自己申請」があり
- ② その参加を証明する「受講証明書」の提出があり
- ③ そのプログラムが「建設系 CPD 協議会のプログラム情報検索」で確認出来る場合

この3点を満たす場合のみ 1時間 1cpd を付与しています。(3点を満たさない場合は【d】として1時間 0.5cpd の付与となります)

・受講の研修会が建設系 CPD 協議会加盟団体のプログラムであるかは、建設系 CPD 協議会ホームページの「プログラム検索」画面で確認ができます。 <http://www.cpd-ccesa.org/>

○ 当機構の認定プログラムを建設系 CPD 協議会の検索システムに掲載するには

「技術者継続教育プログラム認定許可申請書」の「参加者の分類」欄で「一般参加可・建設系対象」を選択した場合、建設系 CPD 協議会のホームページに掲載いたします。



11. 事務局からのお知らせ

■ 「CPD 技術者サポート票」 無料ダウンロードサービスの開始について

農業農村工学会技術者継続教育機構（以下「当機構」）では、技術者自身が CPD 登録期間中の「認定ポイント」、「取得ポイント」、「過年度における研鑽履歴のトレンドとグラフ化した情報」等を確認し、目指す専門分野の技術力向上や資格取得に向けて効率よく研鑽ができるよう、2019年3月18日より「CPD 技術者サポート票」（Excel ファイル）のダウンロードサービスを開始しました。（無料）

ご利用手順等については当機構ホームページの「お知らせ一覧」をご参照下さい。

URL : <http://www.jsidre.or.jp/cpd/>

■ 「払込手数料（送金手数料）」の送金者負担について

CPD 個人登録者年間利用料等のご送金時の「振込手数料(送金手数料)」につきまして、従来は当機構でご負担を申し上げておりましたが、2019年4月1日以降はご送金者様のご負担とさせていただきます。ご利用の皆様にはご負担をおかけしますが、ご理解をお願い申し上げます。

■ 消費税率改定後の CPD 利用料等のご請求について

課税対象である CPD 個人年間利用料等の金額につきまして、消費税率が改定される2019年10月以降は消費税率改定後の金額をご請求させていただきます。

皆様におかれましては、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

課税対象 ○CPD 法人年間利用料 ○1 研修ごとの申請料 ○CPD 個人年間利用料
○CPD 登録料 ○CPD 取得証明書発行手数料
○CPD 登録者証の再発行手数料

問い合わせ先

〒105-0004 東京都港区新橋5-34-4 農業土木会館内
公益社団法人 農業農村工学会 継続教育部

Continuing Professional Development Organization for Rural Development Engineers

TEL: 03-5777-2098 FAX:03-5777-2099

E-mail: toku@cpd.jsidre.or.jp

<http://www.jsidre.or.jp/cpd/>